

年金記録確認東京地方第三者委員会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成19年7月13日（金）10時30分から12時22分
2. 場 所 KKRホテル東京（東京共済会館） 11階 鳳凰
3. 出席者
（委員会） 富田委員長 大野委員長代理 歌津委員 笹山委員 清野委員 滝田委員
谷口委員 豊田委員 山本委員
（総務省 東京行政評価事務所） 茂垣所長 折山事務室長 ほか

4. 議 題

- (1) 委員長互選
- (2) 東京行政評価事務所長挨拶
- (3) 委員長挨拶
- (4) 委員の自己紹介
- (5) 委員長代理の指名
- (6) 委員会の運営について（運営規則等）
- (7) 委員会の所掌事務、権限等について
- (8) 年金記録確認の手続等について
- (9) その他（フリートーキング等）

5. 会議経過

- (1) 富田委員が委員長に互選された。
- (2) 茂垣所長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

年金記録確認地方第三者委員会は、社会保険庁に記録がなく、御本人が納付の領収書等の証拠を持っていない事例を念頭に、記録訂正に関し公正な判断をしていただくもの。申出人の立場に十分配慮して、慎重な審議をお願いしたい。

政府内の取決めがあり、第三者委員会の判断が最終的判断になるということであり、その役割は極めて重大と認識している。

何事も最初が肝心なので、よろしくをお願いしたい。
- (3) 委員長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

国民にとって年金記録の確認は最大の関心事と言える問題で、年金制度に対する信頼が揺らいでいる。当地方委員会は年金制度の国民の信頼を回復するというのが使命と思う。そのためには、今まで納付されてきた方にきちんと給付されるよう、国民の立場に立って、国民の目線で、そこから公正公平な判断を下して、9人の委員の協力を得て一刻も早く信頼回復されるよう職務を全うしたい。

(4) 委員会の運営について、以下のように決定した。

- ・ 委員長の指名により、大野委員が委員長代理に指名された。
- ・ 委員会の運営規則が事務局から説明され、了承された。

この中で、本委員会は個人情報も多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。一方、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会開催後、記者の求めのある場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。

- ・ 委員会での配付資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。

この後、申立人が直接、委員会で意見を述べることができるのか、委員会は申立人から直接聴取することもあり得るのか、との質問があり、審議の過程で案件により必要に応じて行われることになると思われる旨の回答があった。

また、あっせんしなかった案件に係る申立人が再度異議を申し出ることあり得るのか、申立ては第三者委員会あてか審議結果は本人に直接通知か社保経由か、どの程度の件数を予想しているか、等の質疑があった。

(5) 年金記録確認中央第三者委員会事務局首席主任調査員から、年金記録確認に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針について説明があった。

説明後、厚生年金保険料に関し、従業員の給与からは差し引かれているが雇用主が国に納付したかどうか不明または未納となっているものなどの扱いを政府で検討してもらうことについて、政府の検討結果はいつごろ結論が出るのか、政策的判断で今後このようなケースは救済される可能性があるということか、等の質疑があった。

また、新たなケースであれば中央と協議することあり得るか、申立人の生の声を聞く必要があるかどうかは地方委員会で個別具体的に判断していくことになるのではないか、等の質疑があった。

(6) 事務局から、年金記録確認の手続等について説明があった。

(7) 次回開催日及び以降の開催頻度等について、7月17日からの社保事務所における申立て件数等を勘案しつつ、早期に日程を決めることとした。

〔 文責：事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第2回） 議事要旨

1. 日 時 平成19年7月31日（火）9時55分から12時30分
2. 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員会室
3. 出席者
(委員会) 冨田委員長 大野委員長代理 歌津委員 笹山委員 清野委員 滝田委員
谷口委員 山岡委員 山本委員
(総務省 東京行政評価事務所) 茂垣所長
(東京地方 第三者委員会 事務室) 折山室長 高江洲次長 ほか
4. 議 題
 - (1) 委員長あいさつ
 - (2) 全国委員長会議の報告
 - (3) ブロック説明会の報告
 - (4) 委員会の運営方法
 - (5) 申立事案の審議
 - (6) その他
5. 会議経過
 - (1) 委員長のあいさつ、事務室職員紹介の後、委員長代理から、全国委員長会議の概要が報告された。
 - (2) 事務室長から、ブロック説明会の概要が報告された。
 - (3) 運営方法について、申立件数が多いため、迅速性をも考慮して、第1小委員会座長を冨田委員、第2小委員会座長を大野委員とする5人ずつの小委員会を開催し、その後全体会で議決する方式とすることとした。
 - (4) 委員会に転送されている7件のうち3件について事務局から概要説明があり、国民年金1件について、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、また、厚生年金1件について、保険料控除の有無や加入実態等、被保険者が保険料を納付しているかなどについて、議論が行われた。
次回委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - (5) 次回は、8月10日(金)13時00分から開催することとなった。

〔 文責：事務室
後日修正の可能性あり 〕